

秦野市地中熱利用設備設置要綱

(平成28年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地中熱利用設備の設置に当たり、秦野市地下水保全条例(平成12年秦野市条例第9号。以下「条例」という。)第1条に規定する地下水を公水とする理念に基づき、市民共有の財産である地下水の質と量の保全を図り、市民の健康と生活環境を守るため、設置者が行う手続等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 地中熱 再生可能エネルギーの一つで、昼夜間及び季節間の温度変化が小さい地中の熱的特性を活用したエネルギーをいう。

(2) 地中熱利用設備 熱交換、熱源、排熱等に地中熱を活用する設備をいう。

(設置可能な地中熱利用設備等)

第3条 設置可能な地中熱利用設備は、地下水に接しない深度に設置する設備とする。

2 地下水に接する地中熱利用設備は、条例第2条第7号に規定する井戸に該当し、条例第39条第1項の規定により設置することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する設備は、この限りでない。

(1) 条例第39条第1項ただし書の規定による許可を得た設備

(2) 既に条例第40条第1項の規定による設置の届出がされている井戸に設置するため、条例第43条第2項の規定による構造等の変更の届出をした設備

(構造等に関する基準)

第4条 地中熱利用設備を設置しようとする者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 地下水を揚水しないこと。

(2) 熱媒体は、真水又は空気を用いること。

(3) 土壌及び地下水に熱媒体が漏えいしない構造とすること。

(4) 地下水に接する地中熱利用設備は、5メートル四方の区域に1地中熱交換器とし、帯水層ごとに止水策を講じること。

(5) 必要に応じて市長が指示する対策をとること。

(設置の届出)

第5条 地中熱利用設備を設置しようとする者は、その設置の30日前までに地中熱利用設備設置届書(第1号様式)を提出するものとする。

2 前項の届出をした場合において、地中熱利用設備の設置を完了したときは、その設置後30日以内に地中熱利用設備設置完了届書(第2号様式)を提出するものとする。

(変更の届出)

第6条 地中熱利用設備の設置の届出をした者(以下「設置者」という。)は、設置者の変更があったときは、その変更後30日以内に地中熱利用設備設置者変更届書(第3号様式)を提出するものとする。

2 設置者は、地中熱利用設備の設置場所又は構造を変更しようとするときは、その変更の30日前までに地中熱利用設備構造等変更届書(第4号様式)を提出するものとする。

3 前項の届出をした場合において、地中熱利用設備の変更を完了したときは、その変更後30日以内に地中熱利用設備構造等変更完了届書(第5号様式)を提出するものとする。

(廃止の届出)

第7条 設置者は、地中熱利用設備を廃止したときは、その廃止後30日以内に地中熱利用設備廃止届書(第6号様式)を提出するものとする。

(事故時の処置)

第8条 設置者は、設備のメンテナンス、熱媒体の交換又は設備の破損により熱媒体が漏えいしたときは、直ちに設備を停止して防除処置をとるとともに、速やかに市長に報告するものとする。

(地下水の分析)

第9条 設置者は、必要に応じて市長と協議のうえ、地下水の分析を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。